

チャイルド・リスクマネジメントに対する 予防的教育の一考察

—保育者養成段階における実践的取組

小関 慶太

A Study of Preventive Education for Child Risk Management
—Practical efforts at the childcare worker training stage

KOSEKI, Keita

キーワード：保育事故・事件 リスクマネジメント 教育 幼児と環境 保育者養成

Keywords: Childcare accident and Incident, risk management, Training (Nurture),
Toddler and environment, Childcare worker training

1. はじめに

発達段階別の子どもが親や大人の監視のない中で自由に遊ぶことは子どもの権利条約 31 条の観点より、主体的に学び物事の善悪を学ぶことは健全な社会人へ育成するために必要不可欠なことである。しかしながら、物事の是非弁悪が十分に認知できないことや自己統制・制御 (self-control) することが出来ず思いがけない事故が発生する。

学校管理下での事故発生傾向は、各施設の状況として、保育所 (98.4%)・幼稚園 (96.1%)、「通学中」は保育所 (1.5%)・幼稚園 (3.8%) となっており小学校以降は前者が 22～25%程度、後者が 3～8%である。学校 (保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校) での事故は年間 1,100,000～1,200,000 件程度発生している。学校・施設種別にみると 1,130,000 件 (H22) に対し、小学校 433,000 件¹、中学校 398,000 件、高等学校 238,000 件、高等専門学校 2,700 件、幼稚園

¹ 近時の事例として、「神戸市中央区の市立こうべ小で 2、3 月、小刀や彫刻刀を使う図工の授業中、10 人の児童が相次いでけがをしていたことが分かった。このうち 1 人は右手親指のけんを切り、もう 1 人は、左手を数針縫った。他の 8 人は軽い切り傷だったが、市教委は「早急に原因を調べる」としている。」「市教委は 15 日、原因究明までの措置として、市立小に対し小刀を使う授業を当面停止するよう通知した。「大きなけがが続けて起きたのは問題がある。再発防止に努めたい」としている。」「[毎日新聞 (2021. 3. 15)「神戸市立小学校で授業中に 10 人けが 図工で小刀や彫刻刀使用」<https://mainichi.jp/articles/20210315/k00/00m/040/064000c> (最終閲覧日：2021 年 3 月 18 日)]、2021 年 3 月「埼玉県朝霞市の小学校で、給食の皿うどんの麺を食べた児童と教諭合わせて 7 人が歯が欠けるなどの被害が出ました。市は調理の際に揚げすぎで麺が固くなったことが原因」、「給食で提供された皿うどんを食べた 1 年生から 5 年生までの児童 6 人と教諭 1 人の合わせて 7 人の歯が欠け、このうち児童 3 人が病院で治療を受けたほか、別の児童数人の口の中が傷つく被害」、「朝霞市学校給食課は「給食は子どもたちに安心して食べてもらうべきもので、二度とこのようなことがないように再発防止策を講じていきたい」、本事件の前日には賞味期限が相当すぎた食材の提供も

22,000件、保育所38,000件であった。

過去30年間（S53～H20）を比較すると「負傷・疾病」はS53（約800,000件）からH14（約1,250,000件）のピークを過ぎH20（約1,100,000件）が全体の相当程度を占めている。これに対して「死亡」S56～S59（約300件）に対してH20（約60件）と減少した。また「障害」もS56（約1,600件）がH20（約500件）となっている²。この背景には、各学校・施設で安全教育が的確に行われてきていると考えられる。

本稿では、子どもの事故に対する法的責任論、実際の事故や事故につながる問題行動の発生状況、教育や保育の在り方を前提に事故・事件の予防論の検討を試みた。また実践的な取り組みを紹介したい。

2. 子どもの事故

(1) 法的責任

子どもが保育施設などで事故が発生した場合は、公立の施設であれば設置者が被告になる。私立の場合は、設置者に加えて保育士や教諭の個人が訴えられることがある。

民事裁判の場合は、安全保護義務や安全配慮義務に反していないかが過失の認定に大きく左右する。その結果、損害賠償³の責任を負う。

刑事事件の場合は、資格を有する従事者が対象となり、仕事・業務上（有資格）の注意義務違反、危険回避義務違反による業務上過失致死罪（刑法（以下「刑」）211条（以下、省略））が問われることが多い。その他、亡くなくても構わない未必の故意や殺害する意思を持つ確定的故意による殺人罪（刑199）、生理的障害を与える傷害罪（刑204）や障害未遂にあたる暴行罪（刑208）、要保護者を保護する責任のある者が、要保護者の生存に必要な行為を行わず、その結果、当該者が傷害ないし死亡した場合は保護責任者遺棄致死罪（刑219）が成立する。

民事事件（民法「以下「民」」709）は安全保護義務違反、刑事事件は危険回避義務違反が問われ

行われていた。[NHK（2021.3.13）「給食の皿うどん 麵揚げすぎで児童ら7人の歯が欠ける 埼玉 朝霞」
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210313/k10012913091000.html>（最終閲覧日：2021年3月18日）]

² 戸田芳雄編著「図表3 負傷・疾病・死亡・障害件数の推移（昭和53～平成21年度）」『学校・子どもの安全と危機管理（第2版）』（少年写真新聞社、2017）61頁

³ 例えば「保育園の園舎屋上に設置した駐車場から乗用車が転落した。その結果、園児が同車の下敷きになって死亡した事故について、駐車場の設置管理に瑕疵があったとして、保育園経営法人の損害賠償責任が認められた事例（文献番号：2006WLJPCA02150006）」（交民38巻2号509頁判時1898号87頁、）名古屋地方裁判所（一番）平15（ワ）611号、名古屋高等裁判所（控訴審）平17（ネ）391号。近時の事案としては、「大阪市の認可外保育施設で、1歳の男の子がうつぶせ寝で窒息死し、両親が運営会社などを相手に謝罪と損害賠償を求めている裁判で、2021年3月17日に和解が成立」、「事故後に大阪市が行った事故の検証部会で、保育や医学の専門家らは「昼寝の際に子どもの顔色や呼吸を確認せず、異変に気付いてから救急車を呼ぶのも遅かった」などと問題を指摘。しかしその後、施設側が法的責任は認めず、見舞金として300万円を支払うと提案したため、両親は「責任を認めて亡くなった息子に謝罪してほしい」と裁判に踏み切りました。」、「裁判で施設側は“顔が横向けならうつぶせ寝は危険ではないと思っていた”とする一方、『事故当時は職員が不足して労働基準法違反の状態だった』と認め」、「裁判所は、保育士らが睡眠中の観察を怠ったことが死亡につながったと認定し、和解を勧告。和解条項には賠償金5000万円と、両親が絶対に譲れなかった“遺骨の前での謝罪”が盛り込まれました。施設の責任者と保育士らは「私の責任で響翔さんを両親にお返しできなかったことを謝ります。未来を奪ってしまっただけで申し訳ない」と話しました。」[MBSNEWS（2021.3.17）「1歳児預けた初日にうつぶせ寝で窒息死…5年経て和解 保育施設側『遺骨の前で謝罪』」

<https://news.yahoo.co.jp/articles/156702912058d25f5886480e7f231a488a3e23aa>（最終閲覧日：2021年3月18日、MBSNEWS（2021.3.17）「男児うつぶせ寝で窒息死 認可外保育施設“謝罪と賠償金五千万円”で遺族と和解成立」
<https://www.mbs.jp/news/kansainews/20210317/GE00037433.shtml>（最終閲覧日：2021年3月18日）、NHK（関西NEWS WEB）「1歳うつぶせ寝 保育施設と和解」
<https://www3.nhk.or.jp/kansai-news/20210317/2000042601.html>（最終閲覧日：2021年3月18日）]

る。ともにその結果に対するの予見・予測が可能であったかが争点となる。予見可能性が認められる場合は、事件の発生と結果の間に結果の危険性の相当因果関係が必要となる⁴。また行為と結果との相当因果関係が認められても、その結果に対するの故意の有無、過失の有無それとも無過失であるのか判断される⁵。

(2) 遊具での事故

幼稚園及び保育所（3歳以上）の遊具による事故は40,726件（H22）であり幼稚園（19.4%/7,900件）、保育園（13.5%/5,498件）の内、遊戯室での事故の内訳として幼稚園（1,454件）、保育園（1,438件）であった。死亡事故は平成11年度～21年度の11年間で遊具から滑る際に服の一部が引っ掛かり、首が締まる事例が10件ほど⁶あった⁷。

幼稚園での死亡事故として新潟県長岡市で、2002年1月22日午前9時25分ごろ、同幼稚園1階の遊戯室で、3歳男児が「缶ポックリ」と呼ばれる遊具のひもを首に絡ませてぐったりしているのをほかの園児が見つけた。男児は病院に運ばれたが4時間後に死亡した。

「缶ポックリ」は、ひもを通した空き缶に足を載せて竹馬のようにして遊ぶ遊具である。長岡署の調べによると、男児は「缶ポックリ」を使いながら「くまさんジム」と呼ばれる網目状のロープを上り下りして遊んだ際に、両者の遊具が絡まり窒息死した⁸。

遊具事故の類型は、落下（41%）、他の児童との衝突等（22.6%）、遊具との衝突（12.1%）である。事故前の行動は、他の児童と遊んでいた（21.4%）、遊具で回転していた（19.1%）、遊具に上っていた（12.1%）である。事故の要因は、主体的要因（48.5%）、人的環境要因（38.8%）⁹である。

3. 教育・保育施設で発生した事故

認可外保育園で1台のベッドに複数の乳幼児を収容するなどして無理で危険な施設運営（執行猶予付き判決）¹⁰、保護者の許可なく児童（1歳3か月）にインスタントラーメンやチョコレート等を飲食させた結果、吐物による気管閉塞を生じ、低酸素脳障害で死亡させた事案（業務上の結果回避義務違反で業務上過失致死罪）¹¹、幼稚園のプール活動に際し、担任教諭が遊具の片付けに気を取られおぼれた被害児童を見落としたまま放置し、溺死した事案（園長は無罪、担任教諭は安全配慮義務違反）¹²等が挙げられる。

⁴ 松宮孝明『刑法総論講義（第5版補訂版）』（成文堂、2018）201頁

⁵ 前掲松宮（2018）200頁

⁶ 前掲戸田（2017）65頁

⁷ H20～H25の6年間で保育施設による死亡見舞金支給が57件あった。〔文部科学省「体を動かす遊びの中の事故事例と対策」（最終閲覧日：2020年9月30日）（https://www.mext.go.jp/sports/content/1397128_5-0.pdf）〕

⁸ 東京高等裁判所判決平成22年7月27日（収録データなし）

⁹ 前掲戸田（2017）65頁

¹⁰ 平13（刑わ）2108号、文献番号 2003WLJPCA01229005

¹¹ 平17（わ）804号 文献番号 2007WLJPCA06279012

¹² 平25（わ）1470号 文献番号 2015WLJPCA03319002

(1) 保育施設による事故

内閣府は、平成30年中に教育・保育施設などで発生した負傷事故¹³及び死亡事故を取りまとめ発表を行った。報告件数は1641件（図表1-1）であり、負傷等は1632件だった。内1330件（81%）が骨折であった。骨折事故が多く発生する施設（負傷等の総数より算出）は幼稚園（90%）、幼保連携型認定こども園（84%）、認可保育所（79%）である（図表1-2）。事故の発生場所は施設内が1461件（89%）であり、内805件（55%）は施設内の屋外で発生している¹⁴。

	認定こども園 幼稚園 認定保育所 園など	放課後 児童 クラブ	合計	比率 %
負傷など	1212	420	1632	99.5
意識不明	11	2	13	0.8
骨折	974	356	1330	81.5
やけど	4	2	6	0.4
その他	223	60	283	17.3
死亡	9	0	9	0.5
事故報告件数	1221	420	1641	100

（出典）内閣府「平成30年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/h30-jiko_taisaku.pdf

	負傷など				死亡	
	意識不明	骨折	やけど	その他		
幼保連携認定こども園	173	2	146	1	24	0
幼稚園型認定こども園	19	0	14	0	5	0
保育所型認定こども園	40	0	31	0	9	0
地方裁量型認定こども園	0	0	0	0	0	0
幼稚園型認定こども園	40	0	36	1	3	0
認可保育所	892	7	711	2	172	2
小規模保育事業	14	1	11	0	2	0
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	1

（出典）内閣府「平成30年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/h30-jiko_taisaku.pdf（一部抜粋）

(2) 保育施設での問題行動

保育者の問題行動の原因は保育者の離職率が要因と考える。厚生労働省は、「保育士確保対策」を実施・検討を行っている。しかしこの取り組みは、表面に見える「数字」に対しての取組であり、厚

¹³ 治療に要する期間が30日以上を負傷及び疾病を伴う重篤事故等

¹⁴ 内閣府（2019）「平成30年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/h30-jiko_taisaku.pdf 最終閲覧日：2021年1月25日

生労働省及び内閣府の検討資料¹⁵を見る限り、必ずしも実態への配慮がなされていない。

また待機児童を減らすためには保育所の増設とともに、質の高い保育の実現に至っては保育士負担を減らすことであり、すなわち保育士を増やす必要がある。現実問題として、保育士の離職が社会問題（病理）である中で、入口を広げるために「国家戦略特別区域限定保育士」試験を年2回としている。これは保育士の量的な拡充であり、質的な拡充ではない。質的拡充の滋賀県で行われた方法を検討した先行研究として李霞（2018）¹⁶がある。

この離職率が保育者の過剰な仕事量（Overwork）や保育施設の質（Quality）に影響を及ぼす結果となり、以下のような問題行動が起きている。問題行動が発展することで事故に発展することとなる。よって問題行動の段階で対策を講じなければならない。

①度重なる不適切行為の事例

2019年2月15日、福岡県福岡市の認可保育所「あかつき保育園」では、2016年～2018年に保育士が園児に対して「ブタ」「ばか」等の暴言や押し入れに閉じ込める等の不適切行為13件あり、管理者である法人に対して改善勧告がなされた。不適切行為を行った女性保育士（20～40代）8名でベテラン保育士であり、動機に関しては「先輩に倣って」、「厳しいしつけを求める園長の圧力」と説明している。福岡市は再犯防止に対して教育的指導を講じているが結果として実っていない。その背景には、園児の数に対してぎりぎりの保育士での運営を余儀なくされている点が挙げられている¹⁷。

②暴力行為の事例

2019年8月、横浜市緑区にある認可外保育施設「横浜パティスポーツ幼児園長津田校」で7月5日に23歳の保育士（逮捕時、元保育士）が4歳児に対して叩くなどの暴行を加えた¹⁸。被害状況は被害者9人に11回の暴行（暴力行為）があった¹⁹。

2019年12月、福岡県宗像市にある認可保育園「日の里西保育園」の元副園長による傷害事件で福岡地方検察庁は、園児への傷害罪で元副園長を起訴した。副園長は複数回渡っての傷害行為を行っていた²⁰。

③心理的虐待（精神的苦痛）の事例

2019年6月以降、栃木県真岡市にある認定こども園「真岡光幼稚園」で保育士が園児に対して「なんだよ、文句あるのかよ」、「死んでしまいなさい」、「だめだから、だめだよ、ほら、ほら」、「口の中に入って死んでしまいなさい」などと暴言を吐いた（＝心理的虐待）。園長の説明では体罰とい

¹⁵厚生労働省「第1回 保育士等確保対策検討会・資料5 保育の担い手の確保の取組強化」（平成27年11月9日参照、厚生労働省「第3回 保育士等確保対策検討会・参考資料1 保育士等に関する関係資料」（平成27年12月4日）参照

¹⁶ 李霞「滋賀県における「保育士の質」の実態と課題Ⅰ-大津市における調査を手掛かりに-」『滋賀短期大学研究紀要』（第43号、2018年）参照

¹⁷ 西日本新聞朝刊（2019.2.16）<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/487247/>（最終閲覧日：2019年8月7日）

¹⁸ 共同通信社（2019.8.4）<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20190804-00000050-kyodonews-soci>（閲覧日：2019年8月7日）

¹⁹ 朝日新聞 Digital（2019.7.29）<https://www.asahi.com/articles/ASM7X3RRNM7XULOB008.html>（最終閲覧日：2020年12月28日）

²⁰ 西日本新聞（2019.12.26）<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/571397/>（最終閲覧日：2020年12月28日）

うより Attachment（愛着）の問題であると説明をしている²¹。

4. 法学-教育-保育（福祉）の関係性

(1) 法学

昨今の児童福祉法（以下「児福」）の改正は、現代社会の社会病理となっている児童虐待や里親制度に対するものである。児童虐待は、子どものみの問題ではなく、配偶者間暴力（DV）や老々介護をめぐる高齢者虐待にも関係性は高い、影響のある問題である。

児福1では、全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に等しく保障される権利を有するとしている。平成28年法によって「児童福祉の理念」から「児童の福祉を保障するための原理」原則に変わった。改正前は、健全育成を前提とするものから具体的に示された。

児福2(1) 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。(2) 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。(3) 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と1項並びに2項は、改正法で新たに新設された項目である。これは「児童育成の責任」を明確に示したものである。

生存権に関する規定は、「健康で文化的な最低限の生活を営む」とはどのような施策が生存権の保障になるのか。一義的な説明が非常に困難であり、本規定は、国の努力目標であり、プログラム規定である。すなわち、政治的な影響が非常に強いと解される²²。生存権のプログラム規定は社会保障制度に対応するものである。戦後、戦災孤児をめぐる問題や貧困との関係上、生活保護法よりも児童福祉法（1947）や少年法（1947）が先に成立した。憲法25条1項で子どもを対象とし、2項において特性に応じた具体的な施策を示した。特に乳幼児に関しての生活の基盤・中核に「保育を受ける権利」をプログラムとして示した。

また保護者は何かあれば保育者に責任を求める根拠として法2条3項「①児童の保護者とともに、②児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とし、①にもその責務を示している。本規定の主体者は「こども（児童）」である²³。

(2) 教育

教育は江戸時代末期の寺子屋普及で「教化」が使われるようになった。教育は「教え育てる」ことである。また大人が子どもを奨励しながら、健全な育成（・成長）を促すことである。生涯にわたる人間形成の基礎、生きる力、生活能力（life-skill）を獲得し、健全な心身の発達（＝健全育成）を助ける²⁴。

²¹ TBS ニュース（2019. 8. 7） <https://headlines.yahoo.co.jp/videonews/jnn?a=20190806-00000089-jnn-soci>（閲覧日：2019年8月7日）

²² 高橋和之『立憲主義と日本国憲法（第5版）』（有斐閣、2020）336-338頁参照、西原博史・斎藤一久編著『教職課程のための憲法入門（第2版）』（弘文堂、2019）111-114頁参照他

²³ 若尾典子「子どもの人権としての「保育」-ケアと日本国憲法」『福祉教育開発センター紀要』（佛教大学、2017）133頁以下

²⁴ 内山絵美子・山田知代・坂田仰『保育者・小学校教員のための教育制度論』（教育開発研究所、2018）57頁

(3) 保育（福祉）

保育・養育は、保育所保育指針-児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(平成 29 年厚生労働省告示第 107 号)²⁵より保育は、教育と養護 (nursing/care) が一体的に行う。保育は、日常生活に支障がないように面倒を見る、調整をする、保護者によって子どもの生命を保持し、情緒の安定や健康な生活を目指している²⁶。保育における健全な成長は 5 領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）から成り立つ、教育はこれを援助し、養護と教育は車の両輪である²⁷。

(4) 法学-教育-保育

幼稚園は、学校教育法（以下「学教」）が根拠法令である。学校教育の中心的な存在であり（学教 1）、幼児を保育し、適当な環境を与え、心身の発達を助長する（学教 22）という考え方を軸に時間制限のない空間で教育が行われている。また幼稚園²⁸は、遊びを通して学ぶことを第一に考えられている。幼稚園は、フレーベルの恩物は、もっとも遊びを重要視²⁹した。その背景には第一に「そこで行われる教育は庭で行われる栽培に似たものでなければならなかったからである。庭師が植物をそだてるような姿勢で、保育者は幼児の教育をすべきと考えたのである。もっといって、庭師が植物の順調な成長を神に祈りながら植物の環境を整え水や費用を与えるように、保育者は尊厳な人格を持ったものとして子どもたちを尊重しつつ（児童神性論）保育すべきである」、第二に「幼稚園には必ず庭を設けなければならない、庭のない幼稚園は幼稚園ではない」が主張である。³⁰

子どもの遊び(play)やレクリエーション(recreational activities)とは、「児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い³¹」と示されているように、楽しみの中で自分を創造することである。子どもには、自分がやりたいと思うことや楽しいと思うことを飽きるまでやったり、何もしないでのんびり寝っ転がったりする権利がある。遊びは余暇であり、これは子どもの心身や頭脳の発達に影響を与える。考え、思い出に支えられ、何度でもやり直す（チャレンジ）、協力する（協調性）、わくわくすることで子どもの持つ力を活かすことが出来る。子どもが生まれながら持っている、生きていくために必要な力を最大限に伸ばしていくために必要である³²。子どもの権利条約における「遊び」は、「教育を受ける権利」とともに中軸である。

遊びは「身体的発達」「情動的発達」「認知的発達」「社会的発達」その総合的発達のサポートに繋がると解されている³³。遊びとは、大人になるための生きる力の養成である。子どもにとっての遊びはかけがいのない役割を果たす。遊びを通して「ひと」や「もの」との関り、人間関係を構築・技術を

²⁵ 厚生労働省「参考資料 1 保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）（抜粋）」
(<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11921000-Kodomokateikyoku-Soumuka/s1.pdf>)

²⁶ 前掲内山（2018）57 頁

²⁷ 中村弘行『人物で学ぶ教育原理』（三恵社、2019）6-12 頁

²⁸ 近年、幼保一体型の認定こども園が増えてきている点を鑑みればこの思想原理が踏襲されるものと思われる。

²⁹ 早川礎子「幼児教育における保育内容「環境」の変遷に関する一考察」『小田原短期大学紀要（49）』（2019）239 頁以下参照

³⁰ 前掲中村（2019）57-58 頁

³¹ Convention on Rights of the Child, Japan 監修・木附千晶・福田雅章『子どもの力を伸ばす子どもの権利条約ハンドブック』（自由国民社、2016）36-45 頁

³² 早川礎子・小関慶太・磯崎えり奈「都市公園とこどもの遊びの予備的研究—冒険遊び場を題材に」『小田原短期大学研究紀要（51）』104 頁

³³ みーんなの公園プロジェクト編著『すべての子どもに遊びを ユニバーサルデザインによる公園の遊び場づくりガイド』（萌文社、2017）20 頁

身につけ³⁴、一連の流れより物事への善悪やとしての責任や価値判断を身につけていく³⁵。大人は子どもたちが進む道を指南する責任がある。

また遊びは、生きる力の源でありそのスタート（出発点）は「面白そうだ」（興味を持ち）、「楽しそうだ」（創造力を高め）、「やってみよう」（チャレンジ）の心の動きの変化から生じてくる³⁶。「やってみただけでもダメだった」「危なかった」などという状況からの学びもある。すなわち、成功、迷い、失敗からの痛みから遊びを極めていく³⁷。

近年では、食事を通した育ちを「食育」という³⁸ように、遊びを通した学びを「遊育」と説明もされている³⁹。これから厳しい人生、社会で生きる上で必要な資質や能力が遊びを通して身につく、知識学習、技能学習を教え込む教育方法⁴⁰の1つであると解される。

Joe Benjamin（ジョー・ベンジャミン）は「大人たちの関心は、遊びの施設の方へ向かいがちで、助成金を得るために奇抜なアイディアをひねりだそうと躍起になっている。けれども、そうなっては、本来の遊びよりも、用意された遊びに子どもの目を向かせようとするようになるのは避けられない⁴¹」、J. Huizinga（ホイジンガ）は「文化こそ遊びが生まれる⁴²」、「何よりもまず、遊びは自発的な行為である。やらされる遊びは、もはや遊びではない⁴³」と示している。

遊びは、自由の枠組みの中で子どもたちが自由な発想や想像力で学んでいく場所であるが、時には大人のサポートが必要となる。動物の親子の様子と置き換えると見えてくるのではないだろうか。子犬はじゃれあうが、親犬は本気で噛みつくことはない。すなわち、子犬と同じ目線に立ち、力加減もコントロールして向き合うことで群れの秩序が保たれる。また遊びは、「生存のスキル⁴⁴」である。

現代社会においては、独自の哲学や多様な生活経験が可能な独自性を持ちつつも小学校教育の前倒ではなく、小学校教育につながる基礎教育（児童福祉法（以下「児福」）39、学教22）や生涯学習の基盤教育（学教3）としての教育の在り方が問われている⁴⁵。

これに対して保育園は、児童福祉法を根拠法令である。児童福祉の原理・理念は「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」（児福1）、また子どもの最善の利益や子ども中心主義（児福2（1）（2）（3））の考え方が主張されている。

³⁴ エリザベス ハナン＝ジョージ ラッキング著、IPA なごや訳・監修『ニュージーランドに見る子どもの遊びと遊び場』（萌文社、1993）7頁

³⁵ ロジェ・カイヨワ著、多田道太郎・塚崎幹夫『遊びと人間』（講談社学術文庫、2020）108頁以下

³⁶ ピーター・グレイ著、吉田新一郎訳、『遊びが学びに欠かせないわけ 自立した学び手を育てる』（築地書館、2020）145頁以下

³⁷ 大村璋子編著『遊びの力』（萌文社、2009）14-15頁

³⁸ 農林水産省「実践食育ナビ」, https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/zissen_navi/schools/effort1.html（最終閲覧日：2020年8月31日）/学校法人三幸学園 千葉こども専門学校公式ホームページ「こども総合学科食育コース」, <https://www.sanko.ac.jp/chiba-child/course/all/cake/>（最終閲覧日：2020年9月10日）

³⁹ 前掲大村（2009）15頁

⁴⁰ 河邊貴子・田代幸代『遊びが育つ保育～ごっこ遊びを通じて考える』（フレーベル社、2020）8頁

⁴¹ ジェー・ベンジェミン著、嶋村仁志訳『グラウンド・フォー・プレイ』（鹿島出版会、2011）15頁

⁴² 小川純生「ホイジンガの遊びの概念と消費者行動」『経営研究所論集（23）』（東洋大学経営研究所、2000）167頁以下/前掲多田・塚崎訳（2020）, 109-110頁/ホイジンガ著・高橋英夫訳『ホモ・ルーデンス』（中公文庫、2019）124頁以下/ヨハン・ホイジンガ著・里美元一郎訳『ホモ・ルーデンス』（講談社学術文庫、2020）92頁以下

⁴³ 前掲嶋村訳（2011）15頁

⁴⁴ 前掲吉田訳（2020）159頁以下

⁴⁵ 前掲内山他（2018）40頁、44頁

すなわち、法学では予防までを包括することはできず、実体に即した行為規範、社会規範という制度化に伴う公権力を伴う統制（Government）力が高い。これに対して保育（福祉）は、支援（Support）、支援者（Supporter）であり、何かを抑え込むのではなく自由な発想の中で自由に感性を活かした考えた方が中心となる。よってこれらの三者の連携があるがゆえに適切な対応ができると解される。

5. 事件・事故の予防的教育方法

学校における事故防止要因分析と対策について 4M5E 説がある。第一に事故災害の要因として①児童生徒、教師などの心理的要因、能力的要因（man）、②施設・整備的要因（machine）、③児童生徒、教師の影響を与えた物理的、人的な要因（media）、④学校の危機管理の状態に起因する要因（management）、第二に科学的合理的対策として①施設・整備の改善教科（engineering）、②教育・指導・訓練の実施（education）、③対応マニュアルの制定、危険個所の抽出及び防止対策（enforcement）、④事故災害事例の共有、規範的対策の共有（example）、⑤学校環境の改善、地域との連携（environment）⁴⁶という。これらの視点から分析及び対策を検討したい。

予防教育の方法	発生要因（4M）				科学的合理的対策（5E）				
	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤
・コンプライアンス型 （法令順守型）				◎		◎	◎		
・情報共有型		○	◎	◎	○	○	◎	◎	◎
・環境・機会改善型		◎		◎	◎		○	○	◎
・発達段階型	◎		◎						

◎特に強い関係性 ○関係性がある

図表2は、筆者による分析である。

①コンプライアンス型予防説

法令遵守（compliance）に従来の考え方であり、ルールや社会通念に従うことである。すなわち、教育や保育に関する文部科学省や厚生労働省をはじめとする各行政省庁から示される通知や指針に従い、準じた対応をすることで、知らなかったでは済まされない。基本的なルールやマニュアルを知っていなければならない。保育者や教育者はもちろんのこと、設置者や運営者（経営者）も法令遵守（compliance）の意識を持ち、新しい情報に刷新していなければならない⁴⁷。

教育や保育の現場に法的な制限、縛りは不要という考え方も存在している。しかし、法遵守は、法的な制約において子どもを縛るのではなく、教育者や保育者自身を守る意味で考えると法的な介入へ正しく理解に至るのではないだろうか。

⁴⁶ 前掲戸田（2017）64頁

⁴⁷ 坂田仰・黒川雅子『補訂版 事例で学ぶ“学校の法律問題”』（教育開発研究所、2014）60頁以下参照

②情報共有型予防説

なぜ事件や事故が発生したのか。当事者だけが把握するのではなく情報を共有することで未然に事件や事故を防ぐことが出来るようになる。この点では、③環境・機会改善型予防説と関連性が深い考え方となる。

例えば、保育園児 16 名（死亡 2 名、重軽症 14 名）が被害にあった津市内で発生した交通事故を経て、国は全国の自治体に対して子どもたちの散歩コースの安全点検を指示した。その結果、約 36,000 ヲ所に整備が必要なが分かった。滋賀県内では 1,500 ヲ所中 110 ヲ所の整備が行われたが時間もお金もかかるので厳しい一面もある⁴⁸。岡山県では 17 ヲ所の整備が行われ⁴⁹、長崎県では 200 ヲ所に黄色いポールの設置が進められている⁵⁰。石川県では、2020 年 5 月よりキッズゾーン設置に向けて警察や保育関係者が協議を進め設置した。「キッズゾーンは、小馬出町と丸の内町の一部の計九・七ヘクタールで、市役所も含まれる。県公安委員会はこの区域を最高速度三十キロに規制する「ゾーン 30」に設定。市はドライバーに減速を促すため、横断歩道を白と緑色に舗装し、横断歩道手前の道路上にはカメの絵と「ゆっくり」の文字をペイントした。九日はゾーン設置を記念したセレモニーが市役所に隣接する中央緑地公園であり、市や警察関係者、二園の年長児ら百人が参加した。市イメージキャラクターのカブッキーと県警マスコットのいぬわし君も登場。園児らは道路に飛び出さないこと、車の近くで遊ばないことなどを約束した後、手を上げて新しく舗装された横断歩道を渡った。⁵¹」。

2011 年、さいたま市で「小学 6 年の女子児童が駅伝の練習中に倒れ、翌日に死亡した事故があった。家族や学校が原因を検証した結果、児童の名前から『ASUKA モデル』と名付けられた事故対応テキストが作られ、自動体外式除細動器（AED）をちゅうちょなく使うことの大切さが学校現場に広まった。このように、死亡事例を教訓に将来の『防ぎ得た死』をなくしていくことが目的だ。⁵²」と、情報共有が行われた。

情報共有型は、「失敗から学ぶ」すなわち、失敗したことを共有することで次へ活かすことが出来る面を持っている。失敗を隠蔽すると次に活かすことが出来ない。ヒヤリ・ハットのケースにおいてもしっかり共有することで予防に効果的である。

③環境・機会改善型予防説

犯罪学理論に基づき、「事件・事故に強い空間デザイン」を作ることが求められる。犯罪（事件・事故含み）は、「機会がなければ犯罪なし」と示されるように、環境や空間を改善することが求められる。犯罪機会論は、物的環境の設計や人的環境を改善することで、犯行ができにくい環境を作り出そうとする⁵³。

⁴⁸ カンテレ <https://www.ktv.jp/news/feature/202005080/>（最終閲覧日：2020 年 12 月 28 日）

⁴⁹ 山陽新聞（2019.11.26）<https://www.sanyonews.jp/article/962004>（最終閲覧日：2020 年 12 月 28 日）

⁵⁰ 長崎新聞（2020.7.3）<https://www.nagasaki-np.co.jp/kijis/?kijiid=651619231496930401>（最終閲覧日：2020 年 12 月 28 日）

⁵¹ 中日新聞（2021.3.10）「園児いるよ ゆっくり走って 小松市が初のキッズゾーン」
<https://www.chunichi.co.jp/article/215460>（最終閲覧日：2021 年 3 月 18 日）

⁵² 時事通信社（2021.3.8）「多角的検証で「防げた死」をなくす ～未来の子ども救う方法を、亡くなった子どもに聞く～」<https://news.yahoo.co.jp/articles/67ef747d2117d1c63c27760aa3adad5b3731033f>（最終閲覧日：2021 年 3 月 18 日）

⁵³ 小宮信夫『犯罪は「この場所」で起こる』（光文社新書、2005）44 頁以下参照

図表3 犯罪に強い三要素 (5W1H)

犯罪の機会	状況	犯罪に強い要素	ハードな要素	ソフトな要素
標的	What whom	抵抗性	恒常性	管理意識
場所	Where when how	領域性	区画性	縄張り意識
		監視性	無死角性	当事者意識

(出典) 小宮信夫『犯罪は「この場所」で起こる』(光文社新書、2005) 44 頁以下、一部、筆者が加工をした。

現場において、その施設の安全性の確保を考えると場所における領域性における縄張り意識を持つことで、この場所で全体に事件・事故を起さない努力をするという自覚に繋がってくる。また監視性における無死角性をなくす、すなわち、子どもの見守りをしっかり行わなければならないという、自覚をこれまで以上に強く感じ、当事者としての意識を持つことで事件・事故の予防につながってくる。

例えば、保育園や幼稚園は、地域の支えもあり成り立っている面がある。施設を閉鎖的にすることで、外部からの攻撃(事件)を減らすことが出来るが、他方で見えないことで「子どもの声が煩い」「ピアノの音が嫌だ」などといった嫌悪感を覚えてしまうことがある。そこで多くの施設では、外から中の様子が見えるフェンスやガラスを活用し、子どもたちの様子が窺えるようにしている⁵⁴。利用者の出入りには、オートロック式のインターフォンや施錠式扉を設置し防犯にも取り組んでいる。

2021年3月、北海道旭川市で河川敷でそり遊びをしていた保育園児2名が川に流された事案が挙げられる、本事案では、保育士の監督責任について「事故当時、引率の職員は堤防の上に1人、堤防と川の間で1人いて、子どもたちを見ていたということで、警察は、監督に不備がなかったか調べている⁵⁵」、これに関連してHTB北海道ニュースによれば「わかば保育園杉尾志穂園長…「きょうは暖かい日で(米の袋)の滑りが悪かった 荷物を運ぶ用のそりで滑ったら楽しいんじゃないかと」、そりは米袋とは違って自力でブレーキをかけづらかったといいます。当時、河川敷では園児23人がそり遊びをしていて保育士2人が土手の上と中間地点で園児を見守っていました。園児を乗せたそりがゆっくりと川の近くまで進んでいったのを確認し止めようとしたが間に合いませんでした。わかば保育園杉尾志穂園長…「今回は本当に一歩間違えれば命にかかわった事案なので今後このようなことが起きないように考えていきたい⁵⁶」と述べている。

⁵⁴ SNSなどで保育施設の様子を共有している施設もある

⁵⁵ HBC北海道放送(2021.3.9)「そり遊びの園児2人が川に転落 緊迫の救助現場「川にジャポンと落ちて…」 北海道旭川市」<https://news.yahoo.co.jp/articles/32df7bce555e99916c342d833299f30e687205bb>(最終閲覧日:2021年3月18日)

⁵⁶ HTB北海道ニュース(2021.3.9)「そり遊び中に…保育園児2人が川に滑り落ちる 旭川」<https://www.msn.com/ja-jp/news/national/%E3%81%9D%E3%82%8A%E9%81%8A%E3%81%B3%E4%B8%AD%E3%81%AB%E2%80%A6%E4%BF%9D%E8%82%B2%E5%9C%92%E5%85%902%E4%BA%BA%E3%81%8C%E5%B7%9D%E3%81%AB%E6%BB%91%E3%82%8A%E8%90%BD%E3%81%A1%E3%82%8B-%E6%97%AD%E5%B7%9D/ar-BB1eoSKk>(最終閲覧日:2021年3月18日)

④発達段階⁵⁷別型予防説

発達段階（年齢別）に応じてヒヤリ・ハットを教育・保育者が認識した上で危険要因と総合的に判断を行う必要がある。図表 4-1⁵⁸、4-2 に示したように負傷等の事案の発生状況に発達段階に応じた⁵⁹対応が求められることが理解できる。図表 4-2 では、幼保連携認定こども園、認可保育所と総数を比較すると相関関係にある。①0 歳から 5 歳までの件数は、年齢別に上昇し、特に 3 歳から 4 歳、4 歳から 5 歳にあがるにつれてふり幅も大きくなっている、また②5 歳をピークに下降傾向にある。すなわち、3～5 歳児を担当する者は、この点を認識しての対応が求められてくる。

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳
幼保連携認定こども園	0	3	15	21	46	71	17
幼稚園型認定こども園	0	0	1	4	4	8	2
保育所型認定こども園	1	1	8	5	6	10	9
地方裁量型認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園型認定こども園	0	0	1	1	11	19	8
認可保育所	5	32	86	135	194	310	132
小規模保育事業	1	5	6	1	0	1	0
家庭的保育事業	1	0	0	0	0	0	0
総数	13	50	122	180	266	419	169

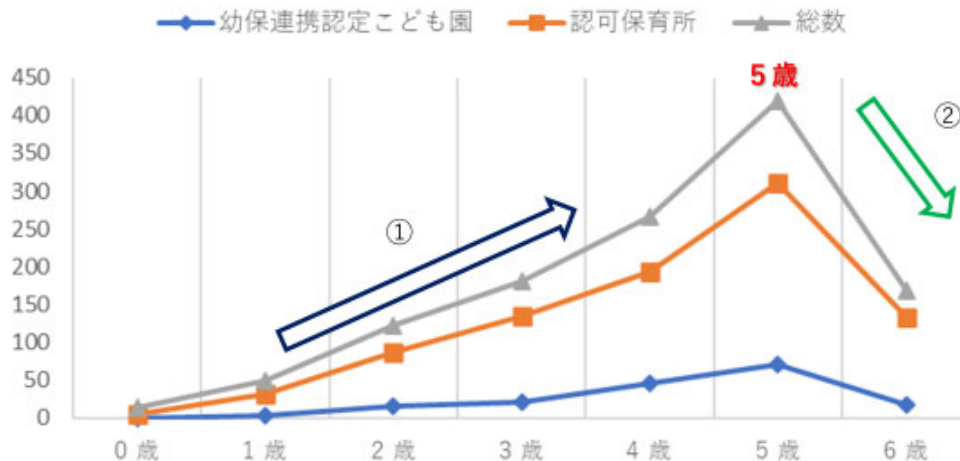
（出典）内閣府「平成 30 年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について（一部抜粋）
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/h30-jiko_taisaku.pdf

⁵⁷ 本稿でいう発達段階は、発達の進度ではなく年齢別を指す。

⁵⁸ 一部の施設のデータのみ記載しているので総数が異なっている。

⁵⁹ 消費者庁消費安全課は、年齢別の事故発生要因を資料に示し配布することで再発防止、未然予防に努めている。
 [消費者庁『子どもを事故から守る！！事故防止ハンドブック』（2021.1）]

図表4-2 年齢別（負傷等）



（出典）内閣府「平成30年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/h30-jiko_taisaku.pdf
 筆者がデータに基づきグラフを作成した。

死亡事故は、2016年、神奈川県平塚市の認可外保育園で生後4か月の男児が暴行を受けて死亡（傷害致死）⁶⁰した。2017年、東京都板橋区の認可保育園で1歳男児が死亡⁶¹した。2018年、東京都練馬区の認可外保育園で生後6か月の男の子が認可外保育施設での死亡事故が発生⁶²した。

都市部では待機児童の問題が解消しているわけではない。そのため、希望する施設に入所（入園）することが出来ない。内閣府（以前は、厚生労働省）は、子ども・子育て支援新制度⁶³に入っている施設における施設の死亡事故の件数の公表を始めた。年齢別にみると0～1歳が全体数のおおむね8割を占め、年齢があがるにつれて死亡事故は減っている。認可保育所と認可外保育施設では、2004（H16）

⁶⁰ 朝日新聞 Digital「平塚・保育所死亡 懲役13年求刑」(<https://www.asahi.com/articles/DA3S13346307.html>) 他、関連記事、最終閲覧日：2021年1月25日

⁶¹ 朝日新聞 Digital「認可保育園で1歳男児死亡 東京・板橋」(<https://www.asahi.com/articles/ASJ927QZKJ92UTIL06M.html>) 他、関連記事、最終閲覧日：2021年1月25日

⁶² 東京都福祉保健局「東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会からの報告及び提言について 個人で長く運営し、繰り返し改善指導が行われていた認可外保育施設で発生した午睡時の死亡事故について」(2020.3.26) (<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/03/26/35.html>) 最終閲覧日：2021年1月25日/毎日新聞「東京・練馬の保育施設乳児急死 遺族が業過致死容疑で告訴 名前明かし「無念晴らす」」(<https://mainichi.jp/articles/20200602/k00/00m/040/208000c>) (最終閲覧日：2021年1月25日)

⁶³ 量と質から両面から子育てを支える制度として2015年4月より本格施行された関連3法①子ども・子育て支援法、②認定こども園の一部改正、③子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律に基づき、幼児教育と保育の場を確立した〔吉田眞理「児童の福祉を支える 子ども家庭福祉」(萌文書林、2018)119-121頁参照、内閣府 (<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/sukusuku.html>) 最終閲覧日：2021年1月25日〕

～2018（H30）まで（総数 204 件）⁶⁴のそれぞれの合計を比較すると認可保育所が 61 件に対して認可外保育施設は 137 件と倍以上である。

具体的な死亡事例は、認可保育所の場合、「廊下に置いてあった本棚の中で熱中症により死亡」「園庭で育てていたプチトマトを食べ窒息死」「河川敷、プールで園外活動中溺死」「帰宅中に川の増水により溺死」「園舎屋根からの落雪により園外活動中死亡」「午睡中等の死亡（SIDS、SIDS の疑い、病死、原因不明）」である。認可外保育施設の場合は、「浴室で溺死」「園外活動から帰園後の車内で熱中症により死亡」「園外保育中の交通事故により死亡」「午睡中の死亡（SIDS、SIDS の疑い、病死、原因不明）」⁶⁵である。共通している点は、「午睡中の死亡（SIDS、SIDS の疑い、病死、原因不明）」⁶⁶である。これを受けて内閣府は 2016 年 10 月、ガイドラインの周知徹底と窒息リスクの除去の方法等、重大事件が発生しやすい状況ごとの注意事項を記載した周知啓発資料等を地方自治体宛に通知⁶⁷を行っている。

6. 教育実践例

保育者養成校（X 専門学校）における講義（アクティブラーニング方式）で子どもの権利の観点より「子どもの安全・安心」を前提に子どもの最善の利益を追求する教育実践を行った⁶⁸。教育実践における（1）方法論、（2）危険を考える指導方法、その結果（3）意識と自覚の変化として、学生が学びを通して修得した状況について紹介をする。

（1）方法論

事前学習（講義）	八洲学園大学「地域と子どもの安全安心～地域安全マップを作ろう ⁶⁹ 」の内容を圧縮した内容を 1 コマの講義の前半で必要最低限の知識のみを伝える。後半でグループでの調べ学習の計画を話し合った。
グループ構成	A 駅利用、B 駅利用、C 駅利用と自転車・徒歩通学をバランス良く配置した。事前にアンケートを実施した。
安全環境マップづくり	
・調査	学生の自主性を尊重し、自ら自由に登下校の際に危険リスクを考えるように指導をした。

⁶⁴ 前掲内閣府（2019）（「参考資料」（参考：これまでの保育施設等における死亡事故の報告件数等）参照

⁶⁵ 厚生労働省報道発表資料（2009）「保育施設における死亡事例について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002yx5.html>（最終閲覧日：2021 年 1 月 25 日）

⁶⁶ 消費者庁が示しているデータによると保育施設に限ったものではないが 0 歳児の死亡事故の 1 番から 4 番までの要因は、窒息である。就寝時 31%、胃の内容物誤嚥 22.5%、詳細不明 11%、食物の誤嚥 9.8% である。1 歳以上の場合、1 番の要因は、交通事故である。〔消費者庁「子どもの事故の現状について（消費者庁資料）平成 29 年度第 1 回子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議（平成 29 年 10 月 30 日）」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/children_accident_prevention/pdf/children_accident_prevention_171031_0002.pdf（最終閲覧日：2021 年 2 月 16 日）

⁶⁷ 前掲内閣府（2019）

⁶⁸ 2020 年度は、COVID-19 の影響で実施していない。

⁶⁹ 2017 年度～2018 年度、1 単位で 6 回開講し、2019 年度～2020 年度は、2 単位科目「はじめて学ぶ犯罪社会学」に変更して内容を膨らませた。2021 年度以降は、テキスト科目に変更した。本講義では、アクティブラーニング課題として地域安全環境マップを課した。

・作成	①各構成員で情報交換、役割分担②作成（子どもたちにも伝わるマップづくりを心がけた）
・発表会	各グループ 10 分の発表と質疑応答 5 分を設けた。 発表の様子はグループによって焦点の当て方が異なっていた。

(2) 危険を考える指導方法

危険の事例の説明…保育者として子どもたちの登下校に焦点を当てて（事例）	
工事現場	<ul style="list-style-type: none"> ・横風を受けてクレーン車の転倒 ・ペンキ缶、工具の落下
マンション	<ul style="list-style-type: none"> ・強風などによる植木鉢等の落下 ・壁が剥がれて落下の可能性 ・看板の落下 ・布団の落下 ・洗濯物の落下
横断歩道 歩道 遊歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・信号無視、スピード違反 ・一時停止無視（実態を調べた） ・スピンして交差点へ侵入 ・交通事故（大津事故、横浜事故等） ・横断歩道の信号の時間（秒数を測り子ども、高齢者などの視点から検討を行った） ・歩道の広さ（白線と壁の隙間） ・バス停と歩道の狭さ ・遊歩道の自転車走行 ・危険外来生物（ワニガメ・噛みつきガメ等）
公園遊具	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台からの落下 ・ブランコからの落下 ・ジャングルジムからの落下 ・氷が張った池での落水 ・池で溺れる（池の深さ）
景色読解力	<ul style="list-style-type: none"> ・場所の朝昼夜の顔 ・人の流れ ・車の流れ（渋滞） ・夕方の買い物の時間 ・朝夕の送迎の時間 ・登下校の時間 ・バスの走行状況 ・繁華街の様子 ・駅の様子

(3) 意識と自覚の変化⁷⁰ (N=185) *複数回答

	関心あり (Positive)				関心なし (Negative)		
授業前	関心があった				他人事	行政の仕事	無関心
	123				18	50	20
授業後	大切な考え方	知識は必要	将来役立てたい	伝えたい	0		
	89	115	107	84			

実践的な取り組みより学生の意識と自覚に変化が生じた。アンケートより、実施前は、ネガティブな回答が40%を占めていたが、取り組んだ（実施）後は、ネガティブな意見もすべてポジティブな意見に変わった。それだけ安全環境マップが子どもの権利を考える法的な側面と幼児の環境教育に大きな影響を及ぼす結果となった。昨今は、幼児教育の現場における防災教育⁷¹も行われている。

7. 一考察

厚生労働省報道発表資料（2009）の中で田中哲郎は、「子どもの発達や状態をよく理解して十分に遊んだり、子ども自身が身体能力を高めていくことも大切である」「ほとんどの認可保育所では大きな事故は発生しておらず、新聞報道されるもの以外は情報として共有できておらず、それらの情報は、多くの園で共通点もあり、他園での事例を通して、自らの保育環境や対応を見直すことが必要である。また、ニアミスやインシデント（一つ間違えば事故になったと考えられる出来事）を園内で確認し報告し合うことがまず大事、重大事故を防止するためには小さな事故から学ばなければならない。保育施設における事故の発生要因を分析し、関係者で検討し、防止策を講じ、全国の保育現場に周知することこそ重要であり、できれば、そうした分析・評価を行う委員会などを機能させてシステム化することが望ましい。子どもの命を守ることは大人の責任であり、事故報告やその分析、評価を現場に還元しながら（プライバシーには十分配慮して）事故防止策を広めていくべき。⁷²」と示している。

また厚生労働省は事故防止のポイントとして「発育・発達に応じた事故防止策」「危険の可視化・言語化、評価・改善」「組織的、日常的な取組⁷³」以上3点を示している。

このように従来型の①コンプライアンス型と、②情報共有型、③環境・機会改善型（機会論）、④発達段階別型（原因論）の関係においても、1つの考え方で対策が講じられるのではなく、それぞれの考え方が相互に支えあう（下記図）ことでより良い対策に繋がっていくのではないだろうか。犯罪社会学における犯罪機会論と刑事政策学における犯罪原因論の考え方がある。この2つの考え方の違いは、犯罪や非行の原因を場所（環境）とするか、人（資質）とするかの違いがある。この2つの考え方は、犯罪対策において自転車の両輪であり、どちらかのみを考えるのではなく、両方の考え方より良い犯罪対策を講じられるとされている。

事件・事故の発生した事実を公表することで別の施設において、事前に対策を講じることで未然予防につながってくる。リスクの見える化（＝リスクの可視化）をすることが、第二、第三の被害者を

⁷⁰ 留意点として実施機関が各種実習、実習前オリエンテーションなどの関係で事前アンケートと事後アンケートの回答者が多少異なる。

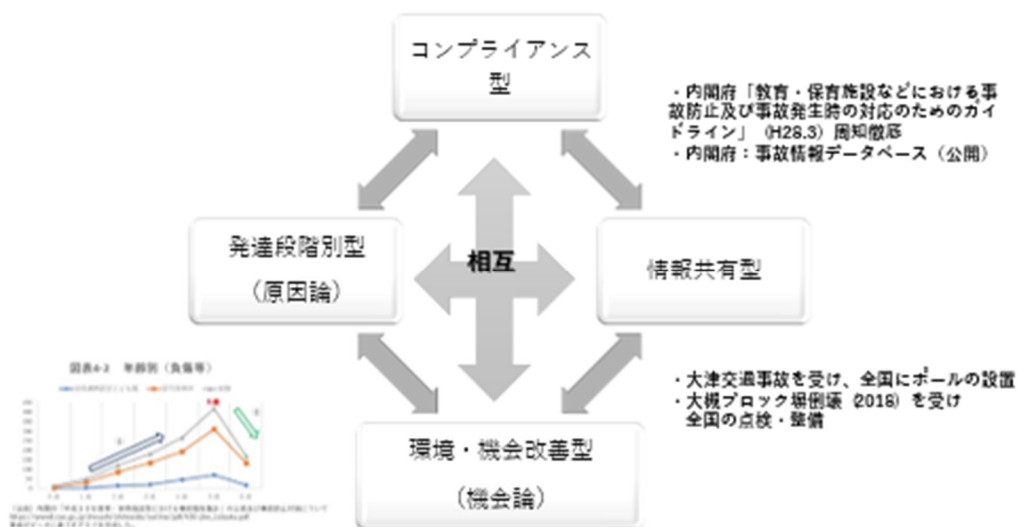
⁷¹ 松崎真実「防災体験学習の効果—保育科学生の災害危機意識に与える意義—」『第17回 子ども会議（日本子ども学会学術集会）サテライト・ポスターセッション抄録集』（2020.12）4頁下段参照

⁷² 前掲厚労省（2009）

⁷³ 前掲厚労省（2009）

出さないためにも効果的である。ただ、情報を共有・公表することで当該施設が負うであろう様々なリスクの面に対しての救済も考えていなければならない。負担を背負うリスクを考えてしまうとなかなか、情報の共有は難しくなってしまう点を鑑みるのであれば、制度的に確立をしていなければならない。また子どもは、遊びを通して学んでいく。大人（保育者）に監視されることなく創造性を養っていかなければならない⁷⁴。また保育と環境を考える上で子どもたちが持っている好奇心を大切にしなければならない。しかし水に対する好奇心が先に行くことで水へのリスクマネジメント⁷⁵をどのように捉えるか、発達段階別予防を教育・保育者が学ぶ必要⁷⁶はある。制度化（＝法律化）を図ることで責任を求め統制（government）をするべきであるのか、教育・保育の視点から学ぶ環境を整備し、考えていくかは今後の課題である。また保育者養成の現場において、教育制度、環境及び環境指導演や子どもの権利を学ぶ法学科目において養成段階で学習することに意義があるように考察する。

また2020年度より7府県でモデル事業を開始したチャイルド・デス・レビュー（Child Death Review）によって将来的に検証と事故防止の提案がなされる⁷⁷ことで一人でも多くの子どもたちの安全が守られるのではないかとと思われる。



※上記図表は、子ども会議（日本子ども学会第17回学術大会/Zoom報告）、超異分野学会東京本大会（ポスター/対面・ハイブリッド型開催）で使用した。

⁷⁴ 早川礎子・小関慶太・磯崎えり奈「都市公園とこどもの遊びの予備的研究-冒険遊び場を題材に」『小田原短期大学紀要（51）』（2021.3）101-110頁参照、小関慶太「子どもの遊びと環境の公園研究（1）-観察調査より幼児と環境-」『リカレント研究論集』（八洲学園大学リカレント研究センター、2021）2-9頁参照

⁷⁵ 子ども（1～14歳）の死亡要因に様々な環境における溺死が課題となっている〔前掲消費者庁（2017）参照〕

⁷⁶ 認定子ども園を運営する、どろんこ会グループでは研修会などで扱われている。〔どろんこ会グループ「保育士が語る「水の事故から子どもを守る、水辺のリスクマネジメント」（<https://www.doronko.jp/action/20200730a/>）（最終閲覧日：2021年2月14日）〕/また愛媛県西条市子ども安全管理士講座でも保育関係者向けのセミナー・研修会で水の事故に関する研修「e-Lifesavingの開発と実践から水辺の安全教育を考える」が行われている。〔愛媛県西条市 <https://www.city.saijo.ehime.jp/site/chiikisoseicenter/kodomoanzen.html>（最終閲覧日：2021年2月14日）〕

⁷⁷ 時事通信社（2021.3.8）「多角的検証で「防げた死」をなくす ～未来の子ども救う方法を、亡くなった子どもに聞く～」 <https://news.yahoo.co.jp/articles/67ef747d2117d1c63c27760aa3adad5b3731033f>（最終閲覧日：2021年3月18日）、山中龍宏（2021.3.9）「交通事故死をチャイルド・デス・レビュー（CDR）で検討する」 <https://news.yahoo.co.jp/byline/yamanakatatsuhiko/20210309-00226296/>（最終閲覧日：2021年3月18日）

【付記】

本研究は、公益社団法人 全国幼児教育研究協会研究助成（2019年）「子どもの人権として『乳幼児の生活保障と生存権』—質の高い保育の実現のために今すべきこと」（研究代表：小関慶太）及び、公益財団法人大林財団研究助成（研究助成）「都市公園におけるプレイパークの横断的調査研究-利用者 と運営者の視点より」の研究成果の一部である。

超異分野学会関西フォーラム（神戸国際会議場、2020.6）ポスターセッション「保育者養成における法学教育の実践—動機付けのためのアクティブラーニング（2）⁷⁸」、日本子ども学会 第17回子ども会議（学術集会）サテライト・ポスターセッション（2021年2月7日）においてZOOMでオンライン報告「チャイルド・リスクマネジメントと予防教育の方法論」（事前審査あり）、超異分野学会東京本大会（羽田コンgres、2021年3月6日）ポスター報告及び、個別報告「”危険の可視化”から事故は回避できるか」（対面方式・事前審査あり）を行った。

（脱稿日：2021年2月20日）

（受理日：2021年2月20日）

（こせき けいた・八洲学園大学 生涯学習学部 生涯学習学科 専任講師）

⁷⁸ 「保育者養成における法学教育の実践—動機付けのためのアクティブラーニング（1）」は、超異分野学会第10回東京本大会（大田区）で報告を予定していたが、新型コロナウイルスの影響で延期となったため報告が出来なかった。